

令和元年度第1回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2019年7月11日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所 18階 第2常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	2
2	挨拶	2
3	報告事項	3
	(1) 景観法等に基づく平成30年度の届出状況について	
	(2) 景観プレ・アドバイスの実施について	
	(3) 景観まちづくりの取組状況及び地域景観まちづくり団体の認定について	
	(4) その他（非公開）	
4	閉会	20

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいま、委員14名中9名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和元年度第1回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 挨拶

○事務局（地域計画課長） 開会に当たりまして、札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長の米田よりご挨拶申し上げます。

○米田都市計画担当局長 皆さん、おはようございます。

まちづくり政策局都市計画担当局長の米田でございます。本年5月より着任いたしました。

まず、令和元年度第1回目の札幌市景観審議会の開催に当たりまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、また、平素から、景観関係はもとより本市行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、この場をおかりして改めて御礼を申し上げます。

さて、昨年度の本審議会におきましては、宮の沢中央地区景観まちづくり指針の策定や活用促進景観資源の登録制度についてご審議をいただきまして、昨年7月には指針の策定、今年3月には3件の活用促進景観資源の登録をすることができました。

また、現行の景観計画条例に改定してから3年目を迎え、ただいま申し上げた指針策定や登録制度のほか、届出制度におきまして、あらかじめ早い段階で専門家の皆様方からアドバイスをいただくという景観プレ・アドバイス制度や景観形成に関する普及啓発の取組などにつきましても、皆様方からさまざまなご意見をいただき、着実に取り組んでいるところでございます。

今後も、委員の皆様方からの貴重なご意見をいただきながら、本市の景観行政の一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、引き続き、力強いお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（地域計画課長） ここで、大変申しわけございませんが、米田は、次の公務の都合により退席をさせていただきます。

[都市計画担当局長退席]

○事務局（地域計画課長） それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、資料1の会議次第、資料2の座席表、資料3の札幌市景観審議会委員名簿、報告資料1の景観法等に基づく平成30年度の届出状況について、報告資料2の景観プレ・アドバイスにおける札幌市の助言内容と申出者の意見、最後に、報告資料3の景観まちづくりの取組状況及び地域景観まちづくり団体の認定についてでございます。

資料は以上でございますが、不足の資料はございませんか。

次に、連絡事項ですが、岡本委員、小澤委員、片山委員、吉田委員につきましては、欠席する旨のご連絡が入っております。

それでは、この後、報告事項に入りますが、その後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、西山会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

3. 報告事項

○西山会長 おはようございます。

西山です。本年度もよろしく願いいたします。

年度初めの第1回ということで、昨年度末の最後のこの会では、いろいろな取組内容のレビューを事務局からまとめていただきましたが、数カ月たちましたので、今、振り返ってお話いたします。

この3年目を迎える札幌市の景観計画ですけれども、毎回机の上に置いていただいて、手あかがつくまでしっかりと使いこなしながら少しずつ進んでいると思っています。普通であれば、景観行政を検証したり、ガイドラインをつくって受け身で開発行為の届出を待つことが多い中で、札幌市では、先ほどありました活用促進景観資源やプレ・アドバイス制度、あるいは景観まちづくり推進区域の設定ほか、受け身ではなく、社会に対してどんどん入り込んで景観行政を展開していく活動が大変熱心になされていると理解しております。私たち審議会も部会等がありまして、かなりこき使われているところがありますけれども、皆様のご協力のおかげで、一步一步何とか前に進んでいる実感を持っているところでございます。

今年度、このメンバーでは2年目になりますが、この審議会をますます充実させて、札幌市の景観まちづくりを展開していくための場として展開していければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、この会議は、議事録作成のために、ご発言に当たりましてはマイクを手にとることをお忘れなくお願いいたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項（１）景観法等に基づく平成３０年度の届出状況についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 景観係長の永井と申します。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項（１）景観法等に基づく平成３０年度の届出状況について報告させていただきます。

お手元の資料を１枚めくりますと、景観法に基づく届出状況ということで、左右に数字の入った表が載っています。そして、左手が平成３０年度の届出状況で、景観計画区域と景観計画重点区域、景観まちづくり推進区域の３種類を書いています。

こちらの区域の関係性について、いま一度、画面で解説させていただきたいと思います。

こちらは、３層構造でイメージしていただくとわかりやすいと思いますが、下のほうから景観計画区域がございます。札幌市を初めとする政令指定都市は、景観法に基づき自動的に景観行政団体になっています。

景観行政団体は、景観計画を定めることができることになっておりまして、それを定めたことにより、景観行政を行う区域も設定しなければならないことになっております。札幌市の場合は、市域全域が景観計画区域ということで定められております。

景観法に基づく届出制度は、その区域の範囲内で発生することになります。ですから、景観計画区域内では、建築物の場合で言いますと、新築、増築、改築等さまざまな建築行為がすべからく届出行為の対象に当たりますが、景観法に適用除外の項目がございまして、それぞれ市の条例により、その届出対象行為の中で適用除外する項目が定められてございます。

札幌市の場合は、全市的に高度地区がかかっておりまして、その中から高度地区として一定規模以下のものを適用除外としており、それ以上の規模のものはすべからく景観計画区域の届出対象としているところです。

その上が景観計画重点区域となりますが、こちらも景観計画区域の中の届出対象行為としては一連の同じものですが、景観重点区域は、今示しております都心の４地区で、札幌駅の北口と南口、駅前通北街区、大通地区の４地区でございます。こちらは、エリアを景観計画で定めることによって、その届出対象規模として、全市の区域のように建築物の対象規模を切ることなく、規模に関係なく届出対象としています。また、地区ごとの景観の基準を定めて、全市とは区別して、景観区域の届出をしていただいております。

それから、一番上の層は、平成２９年度２月に策定以来、条例に定めて行っている景観条例に基づく景観まちづくり指針がありますが、その指針の中で、エリアの中に景観まちづくり推進区域を定めることとしております。

これは、地域と共同で届出対象物に関しての指針をつくっているもので、市の条例に基づくものとして届出対象行為を定めて届出をしていただいているという３層構造になっておりまして、そのことを改めてご理解いただければと思います。

また、表に戻っていただいて、上の小豆色の全市的な対象区域として119件ですが、括弧の中は、届出がない行政の通知の件数が内数字として入っております。

重点区域として10件、まちづくり推進区域として2件ということで、合計131件となっております。

一番下の歴年の表を見ていただきますと、ここ数年は数が一番多くなっておりまして、この3年を見ても徐々に増加傾向にありまして、建築が進んでいる経済状況ともあわせて、少し右肩上がりになってございます。

次をめくっていただきますと、区域ごとに用途を細かく分析しております。

左側の一番上ですが、共同住宅の新築が届出件数として一番多くを占めている状況でございます。また、右側の色彩変更等の数も昨年に比べて2倍ほどとなっております。既存の共同住宅を含めて外壁改修が進んでいることが改めて見てとれます。

また、学校も平成29年度2月以来、壁長50メートルという規模を拾ってございますが、これは横に長い形状が拾われるのでふえてございます。それから、昨年度はホテルが11件ということで、ホテルの建設ラッシュが引き続き見てとれる状況です。

一番下の色彩変更43件は、先ほど申し上げたように、壁長50メートルのものと色彩変更の8割弱が50メートル超えで拾われてきていることから、改めて件数がふえてきていることが見てとれます。

下の工作物系については、全市的な景観計画区域で橋梁が大規模な改修の中で色彩変更が行われるということで、引き続き多数の件数を占めております。景観計画重点区域の中では、都心の中で携帯電話のアンテナ鉄塔などが引き続きビルの上で建てられるところもありまして、件数として上がってきているところです。

続きまして、幾つか協議事例をお話ししたいと思います。

左側の①としては、(仮称)札幌新センター構築工事、②として、メインプラント煙突改修工事の2件についてお話しさせていただきます。

1件目の新センターですが、こちらは、東札幌2条1丁目にございまして、サイクリングロードの脇にありまして、このサイクリングロードと南郷通を視点場と捉えて、さまざまなオープンスペースを確保しております。こちらについては、外壁の色彩や広告物について協議しており、既に竣工しているところでございます。

一応、画面でざっくりと外観などを見ていただきたいと思います。右側がサイクリングロードになってございます。外観の印象の全体としては、画面のとおりのできばえです。

協議の中では、広告物のサイズなどを必要最小限となるようにということで協議をした上で壁面広告物を掲載していただきます。それから、外壁面、色彩もいろいろなパターンの色彩提案がありましたが、結果として余り模様になることのないような一定程度の範囲での色彩の計画という中で協議しております。

それから、敷地に結構余裕があったということもございまして、周辺への植栽計画ということで植栽計画を積極的に反映していただきということで協議をいたしました。

こちらは、南側の住宅系に続く際なのですが、バッファゾーンをとっていただいた上で駐車場を配置するという配慮をしていただいております。

2件目は、メインプラントと言っておりますが、南区役所のすぐ裏にある北海道地域暖房株式会社ということで、地域暖房が入っている会社で、こちらの煙突改修がございました。これは竣工した写真ですけれども、左がもともとの姿でコンクリートむき出しのグレー系ですが、経年劣化も含めてかなり濃いグレーの状態でした。

こちらは、耐震改修の意味も含めて、炭素鋼シートを巻きながら改めて塗装し直す工事でしたが、当初は、こちらが現状として見なれているということもあり、濃いグレーでいくという計画だったのですが、協議のもと、札幌の大通公園の裏のテレビ塔の左後ろにある鉄塔の事例をご紹介しながら、少し空に溶け込むような色彩計画を検討できないかというお話の中で色彩変更をしていただき、前と後で写真を比較させていただいておりますが、左が改修前、右側が改修後というところで協議を終了しているものです。

最後に、景観重点区域の中の大通地区ですけれども、一つご紹介しておきたいと思いません。

こちらは、大通西10丁目にあります携帯電話等のショップでございます。

右側が一般市街地の通常パターンの事例です。当初は、当然、大通地区もこちらでの申請が来ておりましたが、協議をする中、周辺の状態も含めてご理解いただいた上で、地の色と文字の色の反転をしていただきながら、かつ、彩度の高い朱の色を彩度も落として掲出することが可能にということで協議を終えております。

簡単ではございますが、報告事項1の報告とさせていただきます。

○西山会長 どうもありがとうございました。

ご質問等はございますか。

○松田委員 松田です。

2点ほど教えていただければと思います。

工作物では新設の鉄塔類が多いということで、携帯電話の基地局のアンテナかと思えます。これは、形状や色、材質は余り違いはないと思いますが、そういったことを協議して良くなっているのか、あるいは、海外でよくやっているように、鉄塔に見えない別なもの、例えば、郊外ですと、擬木のようなものにしたり、柱の裏側など配置を変えて見えなくするといったことが、今後は増えていくと思いますが、実際にどういう対応をされたのか。

もう一点は、昨年も同じ質問をさせていただきましたが、ここに7件ある橋梁については、恐らくスチール橋の塗りかえがほとんどだと思いますが、周辺景観にそぐわないと思われる色に塗られている事例があります。理由として札幌市の景観色70色の中から採用していることが考えられますが、非常に彩度の高いものが多く、その辺の審査状況、指導状況はどうなっているのか、お聞かせ願えればと思います。

○事務局（景観係長） まず、1点目の携帯電話系の工作物になりますが、先ほど件数でご紹介させていただいた重点区域の話をさせていただきますと、こちらは、もともと全市

的な工作物でいけば、工作物そのものが、地上から高さが31メートルを超えると工作物として届出をしてもらうということになっています。

ただ、重点区域は、その規模に関係なく出していただいているので、ビルの屋上にあるもろもろの室外機を含めた工作物系の中にこういう鉄塔のアンテナが出てきます。

重点区域の中でいけば、そちらが通りを歩いたときに、通り側から見えてこないような配置へと誘導して配慮してもらうということが主になってきます。

色については、ほぼシルバーになっているので、ビルの屋上側であえて何か色を変えるということは届出協議の中ではやっていません。

一方で、景観計画区域全体の話としては、地上から立つ携帯電話の鉄塔ですけれども、現状は本体としてはシルバー系が多く、シルバーでいくと、色が濃いものよりは空になじむというところで、その色彩そのものにこうしてくださいという指導は特段していません。

ただ、足回りのフェンスは、敷地の周りの状況にもよりますけれども、緑が多い部分などはグリーンが結構多いのですが、それを茶系の色にさせていただくという協議を主に行っています。

それから、2点目の橋梁についてですが、委員ご指摘のように、中にはまだちょっと彩度の高いものがあります。今来ている届出の中では、70色を基本に選んでいただいていることもあり、基本的に明度は高いのですが、彩度を低く抑えるという方向で協議させていただいています。

また、その橋を改修するに当たっては、その前後にも橋がございまして、そこでのバランスもあわせて検討した中で、今回こういう色にしましょうという総合的な判断をさせていただいているのが実態です。

○松田委員 ありがとうございます。

引き続き、景観に調和する色でご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（景観係長） ありがとうございます。

○西山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○渡部委員 渡部です。今年度もよろしくお願いいたします。

平成30年度、届出の協議事例の広告物のことですが、駅前通を見ても、コーポレートカラーを強調したものでないものが非常に多いのですが、こういうふうに事例として発表していただけると、改めて気づくことがあるので、こういうことはどんどんやっていただけるといいと思いました。よろしくお願いいたします。

○事務局（景観係長） ありがとうございます。

○西山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○廣川委員 廣川です。

届出の色の表を見ると、役所絡みのものなのか、三セクなのかわかりませんが、非常に余裕があるつくりで、逆に言うと、放っておいても景観には問題ないくらいのレベルかと思えます。

先ほど、色のことが多いというお話がありましたが、例えば、ホテルが顕著に多いということです。でも、ホテルはびんきりで、民間でも資本的なことなどいろいろな面でレベルの差が物すごくあります。そういうことを事例に出していただける気持ちがあればいいと思えます。

僕らは、いいのばかり見ても審査する筋合いはないのです。立場的に余り公にしたくないというのはわかりますが、そこら辺の話をもう少しコンパクトにシンプルに話していただきたいと思えます。

○事務局（景観係長） 今のお話は承知いたしました。

今回も事例で出した建物2件は、株式会社ということで民間です。左側の新センターといたのは、看板名称も書いてあるとおり、KDDIで、民間の建物でして、この二つの事例紹介に当たっては、事前に各会社にご了解を得て紹介しているところです。廣川委員からご要望のありました特にホテルなどというのは、最近では都心でも建築ラッシュが進んでいて、実際に協議もしているところですので、その辺をお示しできる場所はお示しして情報共有化させていただきたいと思っているところでございます。

○西山会長 ほかにありますか。

私から、この表の括弧の通知件数ですが、これは公共事業ということですか。

○事務局（景観係長） そうです。

例えば、学校などは括弧書きとイコールですが、全て公立の学校ということで、公共の建築物です。

○西山会長 要は、届出対象、届出ではなくて協議になるのですか。

○事務局（景観係長） 通知になります。

○西山会長 通知というのは、向こうがこちらに通知してくるということですか。

○事務局（景観係長） はい。

法令上は通知という表現を使います。

○西山会長 通知という言葉を使うということですね。

○事務局（景観係長） そうです。

○西山会長 一応確認しました。

もう一つ、一番最初のレイヤーの地図ですが、右下に景観法に基づく景観計画とありますけれども、私の認識ですと、景観計画区域と景観地区は景観法に基づく地区設定ですが、この景観計画重点区域は景観法にはない条例に基づく固有の地区設定ではないかと理解していたのですが、いかがですか。

○事務局（景観係長） 区域そのものの定め方はそうです。条例で区域を定めていますが、その届出制度の体系としては、法に基づくところと、一部、条例で区域独自に、例えば、

解体工事についても届出を出してくださいという対象行為は、個別に条例で付加して対象行為にしているということです。

○西山会長 私の理解は、一番下の景観計画区域と景観地区以外は、法に言葉がないと思います。ですから、この景観計画重点区域というようなものは、いろいろな自治体が独自に名前をつけて定めているものでしょう。

○事務局（景観係長） そうです。

○西山会長 ですから、景観法に基づく景観計画という理解でいいと思いました。

○事務局（景観係長） 区域名称は、条例で定めることによって、景観計画区域の中でエリアを指定して条例で名称を定め、そこに独自のルールを設けていることになると思います。

○西山会長 それほど本質的なことではないのですが、確認しました。

○石塚委員 結構な届出件数がありまして、優良な協議事例をご紹介いただいていますけれども、逆に、協議が余りうまくいかなかった事例なども少しご紹介していただくと、それをどのような形で是正していけるのか、すぐには是正のアイデアは出ないかもしれませんが、そういう情報をいただくのはこの審議会として有効なことだと思います。

○事務局（景観係長） はい。さまざまに出しにくいところも場合によってはあるというところですが、それはどこかでちょっと整理して出せるような形でお示しできたらと、今お話を伺って思いました。

一番苦勞するのは、我々が持っている色彩景観基準が一定程度かちっと線引きをして、色彩誘導をもともとそこまでの強制的なやり方をしていないということもあり、幅を持たせて協議しておりますが、極端に言えば、上から下まで真っ黒に近いような高層な建物が出てくるような場合もございます。

結果的に、その基準で言うところの大面積で使える面積まで極端に落ちない場合もありますので、今後、そういうものをどこまで協議の仕方を考えていけばいいのかというのは、今後の課題ではあると思っています。

○石塚委員 勧告とか変更命令という伝家の宝刀を抜くか抜かないかということはあると思いますが、こういう景観は、抑えるところは抑えていかなければ、何か守ったぞみたいな感じになると、任意の部分もありますので、ほかのレベルも下がってくるということも懸念されるので、ぜひ必要なものについては強く、私たちも何か応援できる部分がありましたら、何かアイデアを出すという形になっていけばという気がします。

せっかくこれだけ件数がふえて年数も蓄積されてきているので、景観の届出一つ一つの成果もそうですが、もし可能であれば、地区という少し広がりのある中で、定点観測的に高い建物が建っても、それがちゃんと景観誘導されていたり、それが色彩変更のたびに全体として調和のとれたまちになってきていることが対外的にアピールできる情報が生まれれば、それは今後の追い風になると思います。

景観形成というのは時間のかかることですので、そういう変化を長い時間軸の中で捉え

て、成果をアピールしていくということもお考えになったほうがいいという気がしました。
○西山会長 ありがとうございます。

石塚委員のご意見を私なりの解釈で別の言い方をすると、せっかくやっている努力といえますか、誘導できている成果を、より多く社会に公表していくことによって、抑止力にもなりますし、また、そのよりよい成果といえますか、公表できる内容にしていくためには、やや厳しく運用していくということについても、場合によっては必要かもしれません。

その辺のあんばいといえますか、何が起きているかということをもうちょっと審議会にも報告して、共有していくといいのではないかということだったと思います。よろしくお願いたします。

時間も大分進んでおりますので、次の話題に移りたいと思います。

続きまして、報告事項（２）景観プレ・アドバイスの実施についてです。

事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（景観係長） 報告事項（２）の景観プレ・アドバイスの実施についてです。

お配りさせていただいている資料につきましては、前回、昨年度３月１４日に行われた第３回景観プレ・アドバイスの書面による助言とそれに対する回答をお配りしております。

概略につきましては、画面で説明させていただければと思います。

繰り返しになりますが、昨年度の平成３１年３月１４日に第３回景観プレ・アドバイスを挙げております。

部会の委員は、画面にお示ししている５名で行われております。計画名称は「北四西五計画」ということです。申出者は、一般財団法人北海道林業会館、それから、西日本鉄道株式会社、設計者は株式会社竹中工務店で進められております。

延べ面積約１万６，０００平米、高さ５２．０４５メートル、用途はホテル、事務所となっております。

行為の場所につきましては、中央区北４条西５丁目で、画面にありますとおり、札幌駅前通がございまして、その西側、北海道庁旧庁舎の赤れんが庁舎の北側に位置してございます。

もともと計画地は、KKRホテルと申出者の一方の林業会館が既存で建てておりましたが、今回、こちらを解体してリニューアルいたしまして、その事業者としては、先ほどの西日本鉄道株式会社です。九州で主にホテル展開してございまして、西日本を中心にホテル展開してございましたが、今回、北海道で初めてホテルを展開するという計画になってございます。

こちらにつきましては、当部会では、南側に道庁がございまして、そちらに対して沿道側の植栽計画などについてのアドバイスですとか、東側はわかりにくいのですが、貫通する形で後ろが駐車場になってございまして、駐車の出入りがございまして、こちらに関する駐車場の車路による空間の考え方をアドバイスが交わされております。

また、大きく外観に関するところで、こちらのパースを見させていただきますと、縦に特徴

的な化粧柱が立っておりますが、こちらはアドバイスの結果として書面にも掲載されておりますが、事業者が再検討した結果、1.5メートル低くするという計画変更が行われてアドバイスが終了しております。

今後、景観法に基づく届出が我々のほうに出てきますので、引き続き、助言内容を踏まえた協議を行っていくというところでございます。

簡単ですが、報告は以上となります。

○西山会長 ありがとうございます。

この点につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

○廣川委員 デザインはいいのですが、実際に雪がたまったときの雪庇は大丈夫ですか。現場の後処理が大変だと思います。

○西山会長 私も直前に同じようなことを言いましたが、これについて事務局からございますか。

○事務局（景観係長） そういうことが部会の中でも議論をされております。

そこについては、こちらの書面の中にも入念に検討してくださいということは記載されていますし、具体的な対策として、電熱線を入れるとか、その他の手法で落雪がないような手法を具体的に検討していく中で計画を進めていくということになってございます。

○西山会長（雪国ではない）西日本の企業ですから、その辺は大丈夫ですか。

ほかにいかがですか。

○田作委員 これを見たときに、とても印象的なデザインだと思いましたが、今後、ホテルなどになると思うので、看板などをつける位置は出ているのかという質問します。

それから、報告資料2に、申請者からの意見のところ、2として、外構、植栽で「協力会社であるキタバ・ランドスケープ様の見解を交え」と書いてありますが、もしかすると、これは部会の構成員になっている方の会社かと思いましたが、一応、お伺いしたいと思います。

○事務局（景観係長） キタバ・ランドスケープ株式会社さんは、現在、委員になっていただいている方の株式会社K I T A B Aとは別会社です。

もう一つのサイン計画についてですが、サイン計画については、今後検討する部分が多く、部会の委員からの意見のとおり十分な検討をしていただくこととなります。特に、北側は裏手になりやすいのですが、札幌駅側から来るお客さんが多く、外観も含めてそういうことを想定したサイン計画をすることについて、今後も引き続き検討していただきたいと思っております。

それから、この計画の場合、既存の林業会館のかなり質感のある良質なサインをとってにおいて、さらにこちらにつけ直すようなことを計画されていて、サインについても、細かいところはこれからということになりますが、十分検討していくということで聞いております。

○西山会長 確かに、ホテルの場合は上のほうにホテル名のサインをつける場合が多いの

で、それはこういう時点から入れておいてほしいといえますか、プレ・アドバイスのときにもそういうことを事前に要求する、つけるのであれば、必ず書き込むようにしていただきたいと思います。書き込んでいないのであればつけないよということの確認したほうがいいのかもかもしれません。

どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○西山会長 それでは、続きまして、報告事項(3)計画まちづくりの取組状況及び地域景観まちづくり団体の認定についてです。

事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 景観まちづくり担当係長の菅原です。よろしくお願ひします。

まず、報告事項の(3)景観まちづくりの取組状況及び地域景観まちづくり団体の認定について、お配りしているA3判の資料に沿って説明させていただきます。

資料の右側、地域ごとの景観まちづくりの推進というところですが、札幌市では、地域の特性を生かした魅力的な景観の形成が重要であるという考えのもと、地域住民の皆さんが主体的にかかわる景観まちづくりの取組を推進しており、この取組を支えるための仕組みとして、札幌市景観条例に基づく景観まちづくり指針の制度化をしております。

この景観まちづくり指針ですが、地域が主体的に景観まちづくりの取組を行うことで共有された地域特性に応じた地域の景観の将来像や、良好な景観を形成するための基準、そして、良好な景観形成につながる活動などについて、地域の皆様方と市の協働により、条例に基づく指針として策定するものです。

指針として策定し、届出対象行為を定めることで、前段、報告事項(1)にありました、届出協議と連動し、地域の特徴を捉えた景観協議が可能となります。

景観まちづくり指針策定地区の取組状況についてですが、現在、4地区で景観まちづくり指針を策定しており、市は良好な景観形成に向けた地域の取組を支援しております。

策定済みの地区は、ロープウェイ入口電停周辺地区、西15丁目電停周辺地区、定山溪地区、宮の沢中央地区となっております。

そのほか、現在は、新さっぽろ駅周辺地区及び苗穂地区の2地区で、景観まちづくり指針策定に向けて地域での取組が始まっております。

写真でお示ししているものですが、それぞれの地区の取組の状況を簡単にご紹介させていただきます。

ロープウェイ入口電停周辺地区では、もいわ山麓雪あかりということで活動しております。これは3年目になり、継続して行われており、地域の中でもかなり重要な取組になってきていると感じます。

西15丁目電停の周辺地区には、二条小学校がちょうど中心にありまして、その二条小

学校に出向いて、景観学習を開催しております。

宮の沢中央地区は、活用促進景観資源第2号にも登録されましたラベンダー通りでの活動がございます。これは花植えをしている状況の写真ですが、この後、花が咲いて、それを刈り取ってクラフトづくりなどをする活動も行われております。

定山溪地区については、写真に示す駐車場の柵はもともとメッキの肌の柵で、それを景観まちづくり指針で定めている地域のカラーに塗りにかえるという修景を行った事例になります。

この景観まちづくり指針の中に定めている基準に基づく修景を行うことで、札幌市の観光・MICE推進課から修景支援の助成金を受けるという仕組みをつくってございまして、それを活用した事例ということでご紹介させていただいております。

新さっぽろ駅周辺地区については、昨年度は3回のワークショップを実施しております。

最後に、苗穂地区につきましても、昨年度末にフォーラムを一度開催してございまして、この2地区については、今年度も引き続き取組を進めていくということで考えております。

引き続きまして、資料の右側、地域景観まちづくり団体についてでございます。

資料左側でお伝えしました景観まちづくり指針以外にも、景観まちづくりの取組を支えるために、地域景観まちづくり団体を認定する仕組みを設けております。

地域景観まちづくり団体ですが、景観条例第42条の14第1項に、市長は地域住民等により構成される団体であって、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを規則に定めるところにより、地域景観まちづくり団体として認定することができるとしております。

この条例に基づきまして、資料右側下の4の認定団体概要というところですが、今年度、7月1日に認定の申請が行われました。

認定の申請団体は、札幌駅前通協議会となります。

団体の構成員は、札幌駅より大通公園に至る駅前通の両側に土地、建物、店舗または事業所を持つ個人、法人、団体及び関係者であり、事務局として札幌駅前通まちづくり株式会社が入っています。

活動の目的及び活動内容は、資料のとおりとなっております。その右側に取組に係る対象地区の範囲をお示しさせていただいております。

これらの内容を我々で確認させていただきまして、7月8日に第1号として認定を行ったということでご報告させていただきます。

報告事項(3)の説明は、以上のとおりです。

○西山会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等はございますか。

私から質問いたしますが、2の左側の下の策定済みと検討中の地図ですが、このベースマップは都市計画区域ですか。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 市街化区域の絵になります。景観計画区域とい

うことで言うと行政区域全域になりますので、今後は行政区域全域の地図にします。

○西山会長 というのは、景観まちづくり指針はこの外のも当然つくれるわけですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○西山会長 景観計画区域内であれば、どこでもつくれるということだと思うので、確認しました。

ぜひ誤解が生じないように、別マップでよろしくお願いたします。

ほかにいかがですか。

○早川委員 早川です。今年度もよろしくお願いたします。

4の認定団体概要の駅前通ですけれども、ここは地下もあります。景観ということで地下とつながっている通路といいますか、上下をつなぐ大きな吹き抜けがあるビルなどもあるので、そこはどうなるのかということが一つです。

それから、きょうは、ここの前を歩いてきたときに、真ん中の中央分離帯のグリーンベルトらしきところが国か何かのマークがついた「ただいま調整中です」という開発局の看板がありました。そことこういう景観はどういうふうにつくっていかれるのですか。認定とは違うことかもしれませんが、お願します。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今回の認定の報告については、駅前通協議会から、こういった活動をしている団体なので、この区域で団体として活動しますということの認定申請です。それについて条例等に照らし合わせ、問題ないということで、私どもで認定したという報告になっています。

○早川委員 その道路を管理されている方はここの協議会に入っているのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 道路部分については、札幌駅から北1条通までは市道です。そこから南側は国道ということで、国道と市道の区間がありますので、その部分で先ほど委員が言われた中央分離帯に看板等があったということだと思います。

もう一つ、補足で説明させていただきますと、この協議会自体は、沿道地権者ということと土地、建物、店舗または事業所を持つ個人、法人、団体ということなので、道路管理者という意味での市や国道の管理者は含まれておりません。

○早川委員 わかりました。

でも、景観は一つなので、総合的に札幌らしい駅前通ができればよいと思ひまして、意見を述べました。

○西山会長 ありがとうございます。

○廣川委員 この団体は具体的に何をやるのですか。そして、市は何を求めているのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 我々が求めているということではなく、ここの活動内容に書いてございます駅前通の価値を高める方策の検討とか駅前通に関連する協議、また、魅力を高めるための事業を実施しているといった内容をもって、団体の認定要件になり得るということ札幌市として確認させていただきまして、認定を行ったということ

になります。

○廣川委員 この協議会は、事務局としていろいろな地区の窓口になって、共通項で動くということになるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） その区域でこの協議会が、例えば、先ほどの活動内容の3番であれば、魅力を高めるための事業を実際に実施しておりますので、そういったことを行っている団体ということ札幌市が認定させていただいたということです。

○西山会長 廣川委員の聞かれている意味は私も理解します。そういう団体がちゃんとできれば、この区域の景観づくりに関する一つの主体がちゃんと形成されて、今後、ここの地権者などにばらばらに話をするのではなくて、このエリアとして、ある意味、交渉の対象となる窓口がしっかりできるというような種類の団体ですかと聞かれていると思います。

そのためには、私も事前の打ち合わせで伺った本来入るべき地権者が幾つくらいあって、そのうちの幾つくらいがこの団体に入れるかということも情報としてあったらいいと思います。

廣川委員、私は勝手に言っていますけれども、よろしいですか。

○廣川委員 近いと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今回の団体認定に際しまして確認したところ、この駅前通協議会の範囲内の地権者数はおよそ70ということです。そのうち、協議会への入会数は24と伺っておりますので、その全地権者数、関係者数の70に対しては、約3割強ということになってございます。

○西山会長 そうなると、地権者も大口の方がたくさん入っていれば大半ということで、実質上は景観になるかもしれませんが、小さな地権者でしたら、本当に小さな組織になってしまうかもしれませんが、いずれにしても、この団体が認定されることによって何がかわるのか、その辺について行政側としてお答えいただければと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、こちらのスクリーンに映し出していますが、実際に団体になった際に、どういったことがあるかということですが、景観条例第42条の14第2項に地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成について、市長に申し出ることができるということです。

また、第42条の15には、市長が必要と認めた場合、地域景観まちづくり団体に対し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行う地域に係る地域届出対象行為等に関する情報を提供することができることあり、例えば、そこで何かしら計画があったときに、届出があったという情報を札幌市として提供することができるようになります。

○西山会長 ということは、今、団体に所属していない地権者が行おうとする行為を団体に伝えることができるということですね。知らない間に事が進むことはないということですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○廣川委員 わかりやすく言うと、市が楽できるというコンセプトで、セクションの間に入るまちづくり会社がありまして、そのまちづくり会社はチ・カ・ホも、ここの面は地上だけの話ではないのです。同じところがやっていて、地上と地下のアクセスも含めて、連携の中でいろいろな指針が精査できます。そういう点では窓口が一本化になって、非常にいいということで、お互いが早く問題解決に向けて協議できるから、そういうことで聞いて、それでは何をやるのですかというのは、チ・カ・ホと同じようなことをいろいろと決めていく形になるのです。

具体的な個々のことは別としてもです。

○事務局（景観係長） 今後、そういうことも団体認定になって、団体としていろいろ協議することで可能になっていくということかと思います。

○西山会長 ここは都市計画の地区計画がかかっているところで、行政が責任をもって地元の、過去に協議した計画に基づいて、今、行政がしっかりとこれをマネジメントにかかわる責任があるのです。

ですから、その実際の具体的な内容に関して、こういう団体があるということが、いろいろな意味で円滑になって、今の廣川委員がおっしゃったことになります。その第1号ということですから、これも今からのことと思いますけれども、そういうご報告であったという理解でよろしいと思います。

ほかにありますか。

○松田委員 2点です。

一つ目は景観まちづくり指針についてですが、これだけ地区も増えてきていますし、初めての取組から年月もたってきております。そこで、これは希望ですけれども、ノウハウの共有といいますか、課題も出てきているかと思しますので、そういうものをまとめられているのか。あるいは、市役所の内部的には、それぞれ自分たちの仕事の中でこういった経験を共有されて進めているということがあれば、もう少しオープンな形で効果やノウハウなども含めて共有できる形になると良いというのが私のコメントです。もし何かをされていれば、ご説明いただければと思います。

二つ目は、認定団体についてですが、現在、今回の札幌駅前通協議会以外にも認定されている団体があると思いますが、今、協議がされていて、固有名詞はなかなか出しづらいと思いますけれども、今後も増えていく状況にあるのか、あるいは、市役所さんとして、こういう地区、あるいはこういう団体ができていただくと、景観まちづくりを進めたいといったものがあれば、そういったメッセージも出していったほうがより良いと思うのですが、その辺について、ご説明できることがありましたら、できる範囲で構いませんので、よろしくをお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、第1点目のノウハウの共有についてですけれども、実際に策定済みの地区の情報はいろいろなところで発信することを心がけておりまして、今、実際に取組を行っている新さっぽろ駅周辺地区や苗穂地区では、他地区では

こういうことをやっていますということをお伝えしているところです。

実際の展開については、ちょうど写真でお示ししていますロープウェイ入口電停周辺地区の活動について、宮の沢中央地区の方々が非常に興味を持たれておられて、そういったところで情報のやりとりなどをさせていただいております。

2点目の団体の認定についてですけれども、今回は第1号ということで、まだそれ以外に認定されている団体はございません。

ただ、興味を持っているといいますか、検討している団体はございます。

○松田委員 一つ目の指針について、それぞれの地区で新しく始まる时候にご説明などをされていると思いますが、できれば、こういうことをやりたいと思っている地区もあると思いますので、オープンな形アクセスできるような形になっているとよりよいと思ったところです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

5月の広報さっぽろでの景観の特集にて全市的に周知しましたが、出前講座という形で、ご希望に応じて我々が出向いて、こういった取組がありますということをお説明する制度もございますので、そういったところでやっていければと考えております。

○松田委員 ありがとうございます。

○西山会長 昨年度、たしか、ご報告がありました定山溪ですが、庁内においても、札幌市役所内においても、よそのセクションの補助事業などをこれにあわせて使うことが起きているということなので、ノウハウの中にはそういうものもありまして、庁内プロモーションも進めていただけたらと思います。

○窪田委員 今の景観まちづくり指針に関しての意見です。

私は、景観まちづくり指針をつくるような会議体に参加したことがありますが、実際に地域住民の方たちが主体的に話し合いをしながら札幌市さんと一緒につくり上げていくという形で景観まちづくり指針がつくられている中で、地域の方たちは、最初は別に、景観だけをよくするというのを考えて会議に参加されているわけではなく、地域地域に応じて、地域のコミュニティーをどうよくしていくかとか、どう地域を元気にしていくかということが一番念頭にあると思います。景観だけをよくしていくということではない、いろいろな背景や思いでこの計画はつくられていて、景観の範疇だけではできないことも意見として出されていく中で、そういうものを束ねる力が、景観まちづくり指針にあると思います。今もお話がありましたけれども、実際に何かやろうと思ったときには、観光セクションのお金を使ったり、活用促進景観資源に宮の沢中央地区の取組が指定されたこと自体、地域としてどれだけの意味があるかというのは当初はわからないと思いますけれども、広報の中ですごく大きく取り上げられて、それがとても活力になったり、うれしいということで、それが地域づくり、まちづくりのはずみになっているのを見てみると、この景観まちづくり指針を通して出てきたことを景観の範疇でできることはやるし、横串でいろいろなことをつなげながら、支援していく入口にもなっていくのではないかと期待を持って

おりまして、そのあたりのところを充実させていただけるといいと感じています。

○西山会長 まちづくりですね。ですから、景観をきっかけとしたまちづくり、あるいはまちづくりから生まれてきたことが景観の形になっていくということもあると思いますので、今の重要なご意見をぜひよろしくお願ひいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

今、ご意見をいただいたとおり、地域地域で課題としていることやどういうふうになっていきたいということは本当に違ひまして、やはりアプローチの仕方もかなり地域地域で異なるというところがあります。我々としてもそういったところと一緒に、地域らしいということが出せるような指針をつくり、その指針で支えていくということをやってきたいと思ひます。

○西山会長 ほかにございますか。

○森川委員 森川です。

どこか別なところで話が出るのかもしれませんが、活用促進景観資源のその後の動きを伺いたひのです。宮の沢中央地区の場合、「景観まちづくり指針」策定団体ともダブって活用促進景観資源になったと思ひますが、今、ちょうどラベンダー通りを通ると本当にいい時期で、あそこは一つの名所になり得ると思ひます。初めて通った人は、香りだけでも気持ちがいいという場所になっています。

せっかく活用促進資源になったのですから、そういう魅力を含めて、先ほどノウハウを伝えるというお話がありましたが、すでに景観の取組をしている団体の中では市がいろいろと情報を提供されていると思ひますが、一般の方にも宮の沢中央地区がこういう団体で、こういう活動組織をやっているということになるべくどこかで発信することに力を入れていただきたいと思ひます。うまく効果的にPRしていただきたいと思ひます。

それと、地域景観まちづくり団体につきましては、先ほど廣川委員がおっしゃっていましたが、この新しい認定はどのような団体が対象なのか、その特徴がわかりにくく、我々も不勉強でわからない部分があります。

ですから、こういう特徴があつて、この団体に認定されるとこういうことができるというようにことをわかりやすくして広報に力を入れていただきたいと思ひます。

○西山会長 いずれも重要なご指摘だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○山本委員 最近、地域の町内会などと話し合いをする機会があつたのですが、その中で、まちづくりという話が出ました。しかし、まちづくりというのは行政がやってくれるという気持ちを持っている方が非常に多く、誰かがやってくれるので、自分たちは何もしなくてもそういう区域になれば、自然とそんなふうになるという感覚の人が意外と多かつたので、浸透していない、自分たちの地域は自分たちでよくしていくという意識が全然根づいていないと思ひますか、わかっていないようでしたので、わかりやすい絵でも何でもいいのですが、わかりやすく発信していかなければ、なかなか浸透していかないのではないかと

と思われました。

○西山会長 非常に根源的な問いかけでございます。景観まちづくりという言葉がありますけれども、それは景観をつくるまちづくりではなくて、景観を通じたまちづくりだと思っています。そういう意味では、今、山本委員におっしゃっていただいたように、景観という言葉はかたいのですが、いろいろと話せば地元の方にわかっていただきやすい切り口かとも思いますので、そういう視点を失わずに進めていただければと思います。

それでは、次の話題に移らせていただきます。

最後になりますが、報告事項（４）はその他です。

私は、事務局から事前に説明を受けましたが、特定の個人または法人等の権利、利益に係る内容になっておりまして、それに係る報告をしたいと伺っております。

私、会長としましては、本案件が札幌市の良好な景観の形成に関する取扱要綱第２３条第１項に基づき、特定の個人または法人等の権利、利益にかかわる事項であると判断させていただきまして、申しわけございませんが、以降の審議は非公開としたいと思います。

これは、委員の皆さんの合意があればということになりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○西山会長 どうもありがとうございます。

それでは、大変申しわけありませんが、傍聴者、報道機関の方々には退席いただきたいと思います。

〔傍聴者、報道機関は退席〕

○事務局（景観係長） それでは、報告事項（４）その他の準備をさせていただきます。

○松田委員 準備の間に説明をいただければと思いますが、先ほどの景観資源のその後についてはいかがですか。

○西山会長 回答をいただけますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 回答を逸しまして、すみません。

まずは、今年度第１回の部会の日程調整をさせていただいているところですが、８月には開催したいということで、そこにまた候補になり得る案件を何件かお示しし、ご意見を伺いたいと考えております。

事務局としても、引き続きその案件の現地調査や資料の調査などを進めているところでございます。

今年度は、他地域の景観まちづくりの取組の中で、景観資源を題材としたまち歩きをやるどうか、少しずつ広げてやっていこうと考えています。

○松田委員 具体的には結構な件数が来ているのですか。まだまだ札幌市さんとしては少ないという感じですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 来ているというのは、提案などですか。

○松田委員 はい。

○事務局（景観まちづくり担当係長） もっと来てほしいというのが正直なところです。

【 非 公 開 】

4. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上で、非公開で行った部分を除きましてホームページにて公開となります。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会は日程調整を含めまして、改めてご案内させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以 上

令和元年度第1回札幌市景観審議会出席者

委員（10名出席）

石塚 雅明	(株) 石塚計画デザイン事務所 顧問
窪田 映子	(株) KITABA 常務取締役
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
早川 陽子	(一社) 北海道建築士会 情報委員会副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム 上席研究員
山本 明恵	NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長 (恵和建築設計事務所 代表)
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
田作 淳	市民
森川 潔	市民